

工事請負契約約款第24条第1項の規定に基づく全体スライド条項（増額）の取扱いについて

平成25年8月26日
稲沢市総務部契約検査課

1 総則

本書は、工事請負契約約款第24条第1項から第4項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）に基づき、全体スライド条項（増額）を適用する場合の取扱いを定めるものとする。

2 適用対象工事

全体スライド条項の適用対象工事は、次の全てに該当するものとする。

- (1) 請負契約締結の日から12か月を経過していること。ただし、再度、全体スライドを行う場合は、直前の全体スライドでの基準日から12か月を経過していること
- (2) 工期が基準日から2か月以上残っていること。
- (3) 本市の積算による基準日以降の変動後残工事代金額と変動前残工事代金額の差額が、変動前残工事代金額の15/1,000を超えていること。ただし、諸経費率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。

3 定義

(1) 請求日

全体スライド条項により、受注者が契約金額の変更の協議を書面により請求した日をいう。

(2) 基準日

契約書第24条第3項の規定によるスライド額算出の基準とする日、賃金水準及び物価水準の変動後単価の基準となる日をいう。請求日と同じ日とすることを基本とする。

(3) 残工期

基準日以降の工期までの工事期間とする。ただし、基準日までに契約変更を行っていない場合でも先行指示等により工期延長が明らかな場合には、その工期延長期間を考慮することができる。

(4) 出来形数量

契約書第24条第2項の規定による既済部分に係る設計数量

(5) スライド額

契約書第24条第2項及び第3項の規定による契約変更の対象となる額

4 スライド協議の手続き

(1) スライド協議の請求（様式1、様式2）

全体スライド（増額）協議の請求は、対象工事が2で示す適用対象工事の条件に全

て該当することを確認の上、様式1に、スライド調書（様式2）、残工事量調書並びに請求の根拠となる出来形、残工事及び単価の変動に関する資料を添付して、工事担当課に提出するものとする。

(2) 協議開始日等の通知（様式3）

工事担当課は、スライド額協議開始日及び基準日を定め、請求日から7日以内に受注者に様式3により通知する。

(3) 出来形数量及び残工事量の確認（様式4）

スライド額の基礎となる残工事量を算出するため、工事担当課は、請求日から14日以内に、基準日における出来形数量の確認を行い、様式4を発注者と受注者で交わし、残工事量を確定する。

(4) スライド協議の開始（様式5）

工事担当課は、3(3)により確定した残工事量等を基に、スライド額を算出する。また、工事担当課は、スライド協議開始日までに受注者に様式7によりスライド額を通知する。

(5) スライド額の確定（様式6）

スライド額の確定は、3(4)により本市が通知したスライド額について、様式6により受注者から異存のない旨の回答を得て行う。なお、協議開始日から14日以内に様式6による回答が得られない場合は、本市が通知したスライド額で設計変更金額が確定することとなる。

5 出来形数量の確認方法

(1) 出来形数量の確認は、工事費内訳書又は数量総括表等に対応して行う。

(2) 出来形数量の確認は、設定される基準日で、現地（工場製作品を除く。）にて確認するほか、写真で確認する。また参考資料として、出来形根拠となる図面を作成すること。（一般図、平面図、断面図、構造図でよい。）

6 残工事量の判定基準

(1) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱う。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うことができるものとする。

ア 工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が確認できる材料

イ 基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）

ウ 工事材料契約が完了し、在庫確認が可能な材料

(2) 積算内容が、材料・機械経費・労務等の組合せであり、分割が不可能である下記のようなものについては主な部分が完了していれば完了とすることができる。

ア コンクリート工

打設が完了していれば完了とすることができる。（コンクリート打設量で確認）

イ 型枠工

型枠の設置が終わっていれば完了とすることができる。

- (3) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量は、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とする。
- (4) 受注者の責により遅延していると認められる工事量は、当該請求時の出来形部分に含めるものとする。
- (5) 出来形の根拠となる細別数量の把握が困難な場合は、種別の出来形率から細別数量を換算してもよい。また、発注者側に換算数量が無い場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。

7 スライド額の算出方法等

(1) スライド額の算定

スライド額は、次の式により算定すること。

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 15/1000)] \quad (\text{ただし、} P1 < P2)$$

S：スライド額

P1：変動前残工事金額〔契約金額から基準日における出来高部分に相応する契約金額を控除した額〕

P2：変動後残工事金額〔変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相応する額〕

$$(P = \alpha \times Z \quad \alpha : \text{請負率, } Z : \text{市積算額})$$

なお、P2の算出にあたっては、基準日における諸経費率（共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費率）を用いるものとする。

(2) 数量

P1及びP2に係る数量は、残工事量確認書（様式4）で確認した数量を用いる。なお、設計変更前に先行指示している数量でスライド額の計算を行う場合は、先行指示した数量により計算する。

(3) 単価

P2に係る単価は、基準日時点の市積算単価を用いるものとし、仕様の変更や歩掛の変更は行わない。また、見積価格採用の単価及び特別調査による単価など再調査、再見積りに多大な労力又は日数を必要とする場合については、当初積算時の単価によることができる。ただし、価格変動が著しい場合又は当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

8 その他

- (1) スライド額にかかる変更契約は、精算変更時点で行うことができる。
- (2) 本書により難しい場合については、発注者、受注者双方で協議して、変更額を決定する。